

第一 議会の設置

地方自治法

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。

第九十条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

～ (略)

1 熊本県議会議員の定数を定める条例

平成14年3月6日
条例第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第1項の規定により、熊本県議会議員の定数は、49人とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

（熊本県議会議員の定数を減少する条例の廃止）

2 熊本県議会議員の定数を減少する条例（昭和57年熊本県条例第43号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日から平成14年12月31日までににおける本則の規定の適用については、本則中「第90条第1項」とあるのは、「第90条第3項」とする。

附 則（平成18年3月23日条例第50号）

この条例は、平成18年3月27日から施行し、施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

附 則（平成26年3月24日条例第41号）

この条例は、平成27年3月1日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

附 則（平成30年3月23日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

2 熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数に関する条例

平成26年 3月24日
条例第40号

熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例（平成18年熊本県条例第51号）の全部を改正する。

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条の規定に基づき、県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区において選挙すべき議員の定数（以下「議員定数」という。）を次のように定める。

選挙区	選挙区の区域	議員定数
熊本市第一選挙区	熊本市中央区、東区及び北区の区域	12人
熊本市第二選挙区	熊本市西区及び南区の区域	5人
八代市・八代郡選挙区	八代市及び八代郡氷川町の区域	4人
人吉市選挙区	人吉市の区域	1人
荒尾市選挙区	荒尾市の区域	2人
水俣市選挙区	水俣市の区域	1人
玉名市選挙区	玉名市の区域	2人
天草市・天草郡選挙区	天草市及び天草郡苓北町の区域	3人
山鹿市選挙区	山鹿市の区域	2人
菊池市選挙区	菊池市の区域	1人
宇土市選挙区	宇土市の区域	1人
上天草市選挙区	上天草市の区域	1人
宇城市・下益城郡選挙区	宇城市及び下益城郡美里町の区域	2人
阿蘇市選挙区	阿蘇市の区域	1人
合志市選挙区	合志市の区域	2人
玉名郡選挙区	玉名郡玉東町、和水町、南関町及び長洲町の区域	1人
菊池郡選挙区	菊池郡大津町及び菊陽町の区域	2人

阿蘇郡選挙区	阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村及び西原村の区域	1人
上益城郡選挙区	上益城郡御船町、嘉島町、益城町、甲佐町及び山都町の区域	2人
葦北郡選挙区	葦北郡芦北町及び津奈木町の区域	1人
球磨郡選挙区	球磨郡錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村及び球磨村の区域	2人

附 則

この条例は、平成27年3月1日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

附 則（平成30年3月23日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

3 熊本県議会の定例会の回数に関する条例

昭和31年9月5日
条例第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定による熊本県議会の定例会の回数は、毎年4回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 熊本県議会委員会条例

昭和31年9月5日
条例第51号

(常任委員会の設置)

第1条 議会に、常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

- (1) 総務常任委員会 9人
 - ア 知事公室に関する事項
 - イ 総務部に関する事項
 - ウ 企画振興部に関する事項
 - エ 出納局に関する事項
 - オ 選挙管理委員会に関する事項
 - カ 人事委員会に関する事項
 - キ 監査委員に関する事項
 - ク 他の常任委員会に属しない事項
- (2) 厚生常任委員会 8人
 - ア 健康福祉部に関する事項
 - イ 病院局に関する事項
- (3) 経済環境常任委員会 8人
 - ア 環境生活部に関する事項
 - イ 商工労働部に関する事項
 - ウ 観光文化部に関する事項
 - エ 企業局に関する事項
 - オ 労働委員会に関する事項
- (4) 農林水産常任委員会 8人
 - ア 農林水産部に関する事項
 - イ 海区漁業調整委員会に関する事項
 - ウ 内水面漁場管理委員会に関する事項
- (5) 建設常任委員会 8人
 - ア 土木部に関する事項
 - イ 収用委員会に関する事項
- (6) 教育警察常任委員会 8人

- ア 教育委員会に関する事項
- イ 公安委員会に関する事項

(常任委員の任期)

- 第3条 常任委員の任期は、選任の日から翌年の最初に招集される定例会の閉会の日の前日までとする。ただし、後任者が選任されるまでは引き続き在任するものとする。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

- 第3条の2 議会に、議会運営委員会を置く。
- 2 議会運営委員会の委員の定数は、12人とする。
 - 3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(特別委員会の設置)

- 第4条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で設ける。
- 2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。
 - 3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(委員の選任)

- 第5条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。
- 2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。
 - 3 議長は、常任委員及び特別委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。
 - 4 第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。
 - 5 第3項の規定により所属を変更した常任委員及び特別委員の任期は、第3条（常任委員の任期）第2項の例による。

(委員長及び副委員長)

- 第6条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにならないときの互選)

第6条の2 委員長及び副委員長がともにならないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

- 2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長の議事整理、秩序保持権)

第7条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第8条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

- 2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(議長の常任委員の辞任)

第9条 議長は、第5条第2項の規定にかかわらず、常任委員を辞任することができる。

(委員長、副委員長の辞任)

第10条 委員長及び副委員長がその職を辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第10条の2 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

- 2 前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(委員会の招集)

第11条 委員会は、委員長が議長に諮って招集する。

- 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(委員会の開催方法の特例)

第11条の2 委員長は、委員の全部又は一部について、新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)のまん延の防止を図る必要があることその他の事情があるため、委員会を招集する場所に出席することが困難であると認めるときは、第19条に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「映像等の送受信による通話の方法」という。)によって、委員会を開催することができる。この場合において、当該場所に存しない委員が映像等の送受信による通話の方法により委員会に出席したときは、第12条及び第16条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。

- 2 前項前段の規定により映像等の送受信による通話の方法によって委員会を開催する場合の第29条第1項の規定の適用については、同項中「氏名」とあるのは、「氏名、委員会が招集された場所に存しない委員が委員会に出席をした場合における当該出席の方法」とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、映像等の送受信による通話の方法による委員会の運営に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

(会議の定足数)

第12条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(委員の発言)

第13条 委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(委員外議員の発言)

第14条 委員会は、審査又は調査中の事件について必要があると認めるときは委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。委員でない議員から発言の申出があったと

きもまた同様とする。

(委員の議案修正)

第15条 委員が、修正案を發議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(表決)

第16条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合において委員長は委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第17条 委員長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件、又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、その会議に出席して発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第18条 委員会は、議員のほか委員長の許可を得た者が、傍聴することができる。

2 委員長は必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査のため知事、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第21条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、会議

規則又はこの条例に違反し、その他委員会（公聴会を含む。）の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

- 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。
- 3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

（分科会又は小委員会）

第22条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

（連合審査会）

第23条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

（公聴会開催の手続）

第24条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

- 2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示するものとする。

（意見を述べようとする者の申出）

第25条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否をその委員会に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第26条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第27条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第28条 委員は、公述人に対し、質疑することができる。

2 公述人は、委員に対し、質疑することができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条の2 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第28条の3 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第27条（公述人の発言）、第28条（委員と公述人の質疑）及び第28条の2（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

(記録)

第29条 委員長は、職員に会議（公聴会を含む。）の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則との関係)

第30条 この条例に定めるもののほか、委員会の会議については、会議規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この条例は、昭和31年9月5日から施行する。
- 2 熊本県議会常任委員会及び特別委員会条例（昭和28年熊本県条例第30号）は、廃止する。

（中略）

附 則(令和6年10月11日条例第38号)

この条例は、令和6年10月15日から施行する。

5 議会の組織等

事 項	根拠法規	摘 要
I 議会の設置 普通地方公共団体の意思決定機関としての議会の設置	憲法 93① 法 89	
II 議員の定数、任期、身分等		
1 定 数 条例で定める (注) 条例定数は 49 人	法 90①	熊本県議会議員の定数を定める条例
2 任 期 (1) 4 年 (2) 任期は一般選挙の日から起算 ただし、一般選挙を前任の議員の任期満了の前に行った場合は、原則として、前任議員の任期満了の日の翌日から起算 (3) 補欠議員の任期は、前任者の残任期間 (4) 議員定数の異動のためあらたに選挙された議員の任期は、一般選挙により選挙された議員の任期満了の日まで	法 93① 選挙法 258	熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数に関する条例
3 兼職禁止 (1) 衆議院議員又は参議院議員 (2) 地方公共団体の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (3) 普通地方公共団体の長 副知事、副市町村長 地方公営企業管理者 (4) 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員 ・ 選挙管理委員 ・ 人事委員会又は公平委員会の委員	法 92① 国会法 39 法 92② 法 141② 法 166② 地公企法 7 の 2③ 選挙法 89① 法 182⑦ 地公法 9 の 2 ⑨	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 公安委員会委員 ・ 教育長及び教育委員会委員 ・ 海区漁業調整委員会委員 ・ 内水面漁場管理委員会委員 ・ 収用委員会の委員及び予備委員 ・ 固定資産評価員 ・ 固定資産評価審査委員会の委員 ・ 港務局の委員会委員 <p>(5) 裁判官</p> <p>(6) 日本銀行の役員(参与を除く)</p>	<p>警察法 42② 地教法 6</p> <p>漁業法 140 漁業法 173</p> <p>土地収用法 52④ 地方税法 406①(1) 地方税法 425①(1) 港湾法 17①(2) 裁判所法52(1)</p> <p>日本銀行法 26①(1)</p>	
<p>4 兼業禁止</p> <p>当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人</p>	<p>法 92 の 2</p>	
<p>5 議事参与の禁止（除斥）</p> <p>(1) 自己、父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹の一身上の事件又はその従事する業務に直接利害関係のある事件について、その議事に参与することはできない</p> <p>(2) 懲罰による出席停止</p>	<p>法 117 (条例 17)</p> <p>法 135①(3) (規則 115)</p>	<p>ただし、議会（委員会）の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。</p>
<p>6 身分の喪失</p> <p>(1) 任期満了</p> <p>(2) 辞職</p> <p>(3) 議会の解散</p> <p>(ア) 住民の解散請求の成立</p>	<p>法 93① 法 126</p> <p>法 76①、78</p>	<p>議会の許可（閉会中は議長の許可）</p> <p>有権者の 3 分の 1 以上で</p>

<p>(イ) 知事の解散権行使</p> <p>(ウ) 解散の議決</p> <p>(4) 住民の解職請求の成立</p> <p>(5) 除名</p> <p>(6) 被選挙権の消滅</p> <p>(7) 法 92 条の 2 の規定（兼業禁止）に該当</p> <p>(8) 選挙又は当選の無効</p> <p>7 報酬、費用弁償、期末手当を受けること</p>	<p>法 178①</p> <p>地方議会解散特例法 2</p> <p>法 83</p> <p>法 135①(4)、③</p> <p>法 127①</p> <p>法 127①</p> <p>選挙法 11、99、205①、251、251 の 2、251 の 3 ①</p> <p>法 203</p>	<p>請求、解散投票で過半数の同意</p> <p>不信任議決の場合議員の 3 分の 2 以上が出席し、その 4 分の 3 以上の同意</p> <p>議員の 4 分の 3 以上が出席し、その 5 分の 4 以上の同意</p> <p>解職投票で過半数の同意</p> <p>議員の 3 分の 2 以上が出席し、その 4 分の 3 以上の同意</p> <p>出席議員 3 分の 2 以上の議決</p> <p>出席議員 3 分の 2 以上の議決</p> <p>熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例</p>
<p>Ⅲ 議長及び副議長</p> <p>(1) 普通地方公共団体の議会 は、議員の中から議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない</p> <p>(2) 議長及び副議長の任期は、議員の任期による</p> <p>(3) 副議長は、議長に事故があるとき又は欠けたとき議長の職務を行う</p> <p>(4) 仮議長は、議長、副議長ともに事故があるとき議長の職務を行う</p> <p>(5) 臨時議長は議長、副議長又は仮議長の選挙を行う場合、年長の議員が臨時に議長の職務を行う</p> <p>(6) 議長及び副議長は、議会の</p>	<p>法 103①</p> <p>法 103②</p> <p>法 106①</p> <p>法 106②</p> <p>法 107</p> <p>法 108</p>	

<p>許可を得て辞職できる。ただし、副議長は、閉会中は議長の許可を得て辞職できる</p>		
<p>IV 委員会</p>		
<p>1 常任委員会</p>		<p>現行 6 委員会</p>
<p>(1) 条例で常任委員会を置くことができる</p>	<p>法 109①</p>	
<p>(2) 委員の選任事項等は、条例で定める</p>	<p>法 109⑨</p>	
<p>(3) 委員は、議長が会議に諮って指名する</p>	<p>条例 5 ①</p>	
<p>(4) 委員の任期は、選任の日から翌年の最初に招集される定例会の閉会の日の前日までとする</p>	<p>条例 3 ①</p>	
<p>2 議会運営委員会</p>		
<p>(1) 条例で議会運営委員会を置くことができる</p>	<p>法 109①</p>	
<p>(2) 委員の選任事項等は、条例で定める</p>	<p>法 109⑨</p>	
<p>(3) 委員は、議長が会議に諮って指名する</p>	<p>条例 5 ①</p>	
<p>(4) 委員の任期は、選任の日から翌年の最初に招集される定例会の閉会の日の前日までとする</p>	<p>条例 3 の 2 ③</p>	
<p>3 特別委員会</p>		
<p>(1) 条例で特別委員会を置くことができる</p>	<p>法 109①</p>	
<p>(2) 委員の選任事項等は、条例で定める</p>	<p>法 109⑨</p>	
<p>(3) 委員は、議長が会議に諮って指名する</p>	<p>条例 5 ①</p>	
<p>(4) 委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する</p>	<p>条例 4 ③</p>	
<p>V 事務局及び図書室</p>		
<p>(1) 議会に事務局を設け、事務</p>	<p>法 138①③</p>	<p>熊本県議会事務局の組織</p>

<p>局長、書記その他の職員を置く</p> <p>(2) 議員の調査研究に資するため図書室を附置する</p>	<p>法 100⑱</p>	<p>等に関する規程</p> <p>熊本県議会図書室設置条例</p>
--	---------------	------------------------------------

